

## デイサービス 優和の郷・礼

### 通所介護事業 運営規程

#### (事業の目的)

**第1条** この規程は、社会医療法人アンリー・デュナン会（以下「本会」という。）が開設するデイサービス 優和の郷・礼（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

#### (運営方針)

**第2条** 本事業は、要介護状態等になった場合、可能な限り居宅から通所により機能訓練及び必要な日常生活上の世話をを行うことで、利用者の社会孤立感の解消や心身機能維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることに努める。

2. 本事業は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

3. 関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

#### (事業所の名称等)

**第3条** 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス 優和の郷・礼
- 二 所在地 深川市あけぼの町1番30号

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。但し、必要に応じて定数を超えた従事者及び臨時従事者を置くことができる。（指定通所介護と指定介護予防通所介護と兼務）

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)  
管理者は、事業所の管理運営及び業務のための必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 2名 (常勤兼務1名、非常勤兼務 1名)  
生活相談員は、利用者及び家族の相談や利用計画、日程プログラム等のサービス調整を行う。
- (3) 看護職員 2名 (常勤兼務1名、非常勤兼務 1名)  
看護職員は、利用者の健康管理、医療との連携支援を行う。
- (4) 介護職員 9名 (専従7名、兼務 1名 非常勤1名)  
介護職員は、利用者の日常生活の支援及び送迎を行う。

## 社会医療法人アンリー・デュナン会

- (5) 機能訓練指導員 2名 (常勤兼務1名 非常勤兼務1名)

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

### (営業日、営業時間並びにサービス提供日、サービス提供時間)

**第5条** 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 土日祝日、12月30日～1月5日及び8月1日・15日を除く、月曜日から金曜日までとする。  
(ただし、正月期間等における臨時営業の場合あり。)
- (2) 営業時間 午前8時45分から午後5時00分までとする。
- (3) サービス提供日 営業日と同様とする
- (4) サービス提供時間 午前9時50分から午後4時00分までとする。

### (定員)

**第6条** 事業所の定員は、40名とする。(指定通所介護並びに指定介護予防通所介護を含む)

### (指定通所介護・指定介護予防通所介護の内容、形態)

**第7条** 指定通所介護・指定介護予防通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

- 一 身体介護の提供
- 二 入浴(一般浴及び特殊浴)の提供
- 三 食事の提供
- 四 アクティビティ・サービス(レクリエーション・機能訓練・行事活動等)の提供
- 五 送迎の実施
- 六 健康管理及び医療指導
- 七 相談、助言に関すること

### (指定通所介護または指定介護予防通所介護の利用料等及び支払いの方法)

**第8条** 指定通所介護または指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護または指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、厚生労働大臣の定める自己負担分とする。

2 前項のほか、次の号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

- 一 食材料費 1食 680円  
(行事食等特別食の場合は食材料費・調理費相当額実費を頂きます。)

二 送迎に要する費用(厚生大臣が別に定める場合を除く。)

※実施地域外の場合

## 社会医療法人アンリー・デュナン会

- 一 事業所から片道おおむね10キロメートル未満 1,080円
  - 二 事業所から片道おおむね10キロメートル以上の場合  
1回につき 1,620円
  - 三 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- (1) 個人のオムツ代 実 費  
オムツ以外の補助物（失禁パンツ、尿取パット等） 実 費
- (2) 複写物 1枚につき 10円
- (3) 施設内外でのレクリエーション 実費（交通費・入場料等）
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けることにする。
- 4 指定通所介護または指定介護予防通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は郵便書留により納付するものとする。

### （緊急時等における対応方法）

**第9条** 当事業従業者は、指定通所介護または指定介護予防通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 指定通所介護または指定介護予防通所介護の実施中に天災その他の災害が発生した場合、通所介護従業者は必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

### （通常の事業の実施地域）

**第10条** 本事業の実施地域は、深川市・妹背牛町・秩父別町・沼田町・雨竜町・北竜町とする。

### （衛生管理及び通所介護事業者等の健康管理）

**第11条** 事業所は、通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、当事業従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

### （秘密保持等）

**第12条** 本事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 本事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

## 社会医療法人アンリー・デュナン会

### （通所介護計画または介護予防通所介護計画の作成等）

**第13条** 事業所は、居宅サービス計画書または介護予防サービス計画書がたてられている場合はその計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの通所介護計画または介護予防通所介護計画を作成し、利用者、家族に説明する。

2 本事業所は、通所介護計画または介護予防通所介護計画に記載されたサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

### （苦情処理）

**第14条** 管理者は、提供した指定通所介護または指定介護予防通所介護に関する利用者の苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員1名を置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

### （損害賠償）

**第15条** 管理者は、利用者に対する指定通所介護または指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

### （サービスの利用にあたっての留意事項）

**第16条** 利用申込者及びその家族は、サービスの利用にあたっては、あらかじめ事業所の運営及び管理規定の概要、職員の勤務体制その他重要事項について、文章等により説明を受け、サービス利用上のルールを守り、事業所の職員または他の利用者等に対して迷惑をかけることのないよう留意しなければならない。

### （非常災害対策）

**第17条** 非常災害時に備え、消防計画を作成し、避難訓練を実施する。

### （その他運営についての留意事項）

**第18条** 事業所は職員の資質の向上を図るために研修の機会を設けるものとし、より充実した業務体制の整備に努める。

### （虐待・身体拘束防止のための措置）

**第19条** 事業所は利用者の権利擁護を尊重し虐待及び身体拘束を防止するために次のような措置を講ずるものとする。

（1）虐待・身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果を職員に周知徹底を図る。

（2）虐待防止及び身体拘束の為の指針を整備する。

（3）虐待・身体拘束防止の適性化のため定期的な研修を実施する。

（4）前項に掲げる措置を適切に実施するための責任者を設置

2 事業所はサービス提供中に虐待・身体拘束を受けたと思われる利用者を発見した時は速やかに対象の公官庁に届け出る事とする。

## 社会医療法人アンリー・デュナン会

### (細 則)

この規程に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、本会と事業所の管理者で協議の上、定める。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和5年8月1日に変更し施行する。

この規定は、令和6年4月1日に変更し実施する。

この規定は、令和6年10月日に変更し実施する。